

★ 卒業シーズン

日本において、3月という卒業シーズンである。「桜」と「卒業」ということが謡われる名曲も少なくない。日本語学校の卒業式において、日本語を学んだ外国人の卒業生が、新たな思いを胸に、日本の「卒業ソング」を歌う姿を目にすることは少なくない。日本語といい、今の若者に受け入れられる文化という、どうしてもアニメや漫画といったところが言われてしまうが、アニメーションや映画であっても主題歌などの音楽があり、音楽を通じてその世界に浸る生徒も少なくないのである。

歌は、世界共通の平和の言葉である。日本には「同じ釜の飯を食った」という言葉があるが、しかし、歌と一緒に歌ったというのも、非常に記憶に残るものであろう。卒業式の時は無理やり歌わされた歌であったとしても、次にその曲を聴くと、日本語学校の楽しかったことを思い出すということになるのではないだろうか。

日本語学校の場合、卒業後、多くの生徒が大学または専門学校で、次の勉強をする。その後、日本の文化や技術を身に着けて、各方面で活躍することになる。その時に、日本語学校で学んだ文化やその時に親しくなった友達、もちろん日本語学校の先生からの言葉などが彼らの力になることは間違いがない。日本語の卒業ソングを聞くと、そのようなことを思い出して今後も頑張ってくれるのではないか。

さて、あえて「同じ釜の飯を食った」という言葉を出した。日本語学校に来て日本語を学ぶのは、同じ国の人ばかりではない。実は、日本と母国の懸け橋になるだけでなく「友人たちの母国とも懸け橋になれる」のが、日本語学校で学ぶ意義の一つであろう。同じ目的を持った人々という存在、日本語と日本文化を学ぶということをするための友人たちが、どれほど彼らの力になるのであろうか。

卒業生がそこまで卒業の時に意識しているとは思えないが、きっと彼らの財産になることは間違いがないと思う。もちろん、教員の皆さんと、また、学校関係者の皆さんの大変な苦勞の先に、彼らの今後の明るい未来があると思う。

卒業生の皆さん、そして先生方や関係者の皆さん、本当におめでとうございます。

★ 日本語学校を悪用する人々とその防止策

「友人」や「国と国の懸け橋」ということを考える一方で、一つ気になる数字が発表されたので、そのことに関してお知らせしよう。

2月10日の法務省の発表によると、2016年に難民申請をした外国人は、前年比約

44%、3,315人増加の1万901名と、1982年に難民認定制度が始まって以来、初めて1万人を超え、なおかつ6年連続で過去最高を更新したのである。このうち難民認定申請の処理数は8,193人。そして難民認定者数は28人（うち2人は不服申立手続における認定者）で、前年に比べ1人増加。このほか、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が97人であったという報告がなされた。申請者の出身国籍は、79か国（無国籍を除く）にわたっており、主な国籍は、インドネシア1,829人、ネパール1,451人、フィリピン1,412人、トルコ1,143人、ベトナム1,072人、スリランカ938人、ミャンマー650人、インド470人、カンボジア318人、パキスタン289人となっている。

これらの難民の多くは「就労目的で難民制度を利用したもの」または「経済難民」として申請が出されたものであり、日本の場合、経済難民は認めていないことから、当然に、難民として認められる割合は非常に少ない。多くの日本語学校は経験しているかもしれないが、彼らは日本語学校の生徒として日本に来て入学し、そして、すぐに難民申請をしてしまうのである。難民申請を出しても、日本の場合、申請から決定までには多少なりとも時間を要する。そのうえ、不服申し立てまで存在する。その間、日本において普通に生活ができるのである。あえて普通にと言うが、日本でアルバイトを行うということである。日本ではアルバイト収入であっても、経済難民を申請する国では、かなりの大金になる。そのかなりの大金をためたり、または本国に送金するというようなことをするのである。

実際に、犯罪ではないので、取り締まることもできない。難民として認めないとなったのちに帰国しなければ、オーバーステイということになるが、それまでは逆に法律で保護されているのである。

彼らは、非常にもったいないことをしているということにお気づきであろうか。日本語学校において、しっかりと卒業をした留学生は、単純に日本語を覚えただけでなく、様々な技術を学び、また、様々な文化を学び、その上、各国の友人を作ることができていたのである。もちろん、それらのことがこれからどれほど大きな財産になるかわからない。しかし、留学生として来ながら、すぐに難民申請をしてしまった人たちは、これらの将来にわたる大きな財産を捨ててしまったことになるのである。その時はアルバイトで稼げるかもしれないが、もっと大きなものを失ってしまうことに気づかないのは、非常に残念であろう。

日本語学校としては、まず、入学した人に、それらのことをしっかりと知らせてあげることが良いのではないか。もちろん、それでも難民申請をしてしまう人は少なくないと思うが、それでも、一度考える機会を持つことは必要なかもしれない。

★ 留学生が過ごしやすい環境を考える

もう一つ有効な手段は、留学生が過ごしやすい環境を作ることである。実際に、留学

生のほとんどは、アルバイトをしながら学校に通っている。そのアルバイトには、週 28 時間以内というように制限がついている。建前としては、勉強に来ているのであるから、勉強の邪魔にならないように時間を制限したということになっている。しかし、勉学のために、アルバイトを制限するということになると、本来であるならば、日本の学生にもそのような制限があってもおかしくはないということになる。日本の学生にはそのような制限はなく、留学生だけに時間の制限があるというのは、どうも理解に苦しむ部分があるが、この法律ができた時点で、何らかのほかの理由があり、そのうえで、建前として「勉学のため」というような制限になっているのではないだろうか。

もちろん「悪法といえど法なり」というのは法治国家の大原則であり、法律がある以上はそれを守らなければならない。

そのことをうまく行ったのが、「特区」の制度である。九州、沖縄、山口等の 9 県が、入管難民法で定められた留学生の就労制限について、現行の「週 28 時間」から「週 36 時間」に緩和するため、国家戦略特区の共同提案を検討している。

そもそも、安倍政権は移民を広く認め、そのことによって不足する日本の労働力不足を補うという政策を行っている。また、「戦略的高度外国人材受け入れ」を促進するとして、近年様々な試みを行っているのである。

実際に、東京オリンピック、東日本大震災などによって、復興や新規の建築などの現場が非常に多いにもかかわらず、日本では現場労働者の不足が目立っている。今回申請した 9 県も同様で、昨年熊本地震があり、シンボルとしての熊本城の復興などが期待されているにもかかわらず、その現場労働者は全く足りていないというのが現状なのである。

もちろん、留学生を安易に労働者と考えてはいけないのであるが、途上国からの留学生が、学費や生活費を稼ぎながら学びやすくなるようにすると同時に、人手不足が深刻化する地場企業も留学生を労働力として活用することを狙って、このような申請を出す運びになったという。

この時間の延長は、在籍する教育機関が「学業に支障がない」と認める週末に 1 日 8 時間まで認めることで、週 36 時間の就労を可能とするということになっている。

就労制限の緩和について、この提案を主導的に行っている大分県は、「外国人が日本で学ぶには、学業を阻害しない範囲で就労活動を充実させる必要がある。地場企業の人手不足を一部解消する効果も見込まれ、幅広い分野で外国人材の受け入れ促進につながる」と意欲を燃やしているのである。

★ 留学生に日本を好きになってもらうために変わらなければならない日本人の意識

片方でアメリカのトランプ大統領のように、移民を排斥するというような政策をとる

国もある。アメリカでは、「外国人の移民によって、アメリカ人の雇用が失われた」ということが非常に大きな政治的な課題になっており、そのために、トランプ大統領の政治は、一見乱暴のように見えても、アメリカ国民に支持されているのである。そのことは、トランプ大統領が中東などからの渡航禁止の大統領令を出しながらも、その非難が一部のマスコミに限られていることに見られるのかもしれない。

日本であっても、もちろん、なんでも受け入れればよいというのではない。冒頭に紹介したような、初めに日本語学校に入学すると、我々をだまして経済難民の申請を出すというような人々を受け入れようなどという考え方は全くない。日本であっても、建築業界など労働力が足りないなどという話があるが、一方で、失業率はやはりゼロではなく、仕事がない、というような国民の声は少なくないのである。そのことを考えれば、トランプ大統領のような政策を主張する人が出てきてもおかしくはないのである。しかし、まじめに日本語と日本の文化を学び、そして日本のことを好きになって、各国と日本の懸け橋になる人材まで、すべて排斥してよいというものではない。日本に労働者がいないから短絡的に労働力を外国人で補おうというのも、また政治としては違う気がする。

今回の九州を中心とした9県の試みは、「まじめに日本語を勉強している人が、まじめに働く機会を得ることができる」という意味で画期的なのかもしれない。実際に、留学生のことを最もよくわかっているのは日本語学校であり、また、その先生たちであることは間違いのない事実である。つまりどんなに優秀であっても、役人が代わりにすべての留学生のことを判断できるということはないのである。その点において、「学校の判断」で36時間労働を認めるというのは、非常に良いことなのではないか。特に、日本人の残業が法律によって減らされるということになってきている現在においては、このような「やる気のある」、そして「日本を好きになる」人々に機会を与えることは、素晴らしいことなのではないか。そのことが浸透すれば、いきなり難民申請するような人も少なくなってくるのではないか。

そこで、そのような人にどのようなやる気の出る仕事を与えられるか、そして受け入れる企業側も、どのような態度で接するか、ということが重要になってくるのである。その意味においては9県の人々が、つねに留学生という外国人の目を意識するようになり、温かく受け入れられるようになるのであり、もっとも国際化する地域になるのかもしれない。

卒業の季節である3月に、来年、日本を好きになって卒業してくれる留学生が増えるためには、このような「日本人側の意識」が変わってゆかなければならないのかもしれない。